

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限の延長

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。

(附則第二項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十三年度約七千二百六十億円の見込みである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）

改正案

附則

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効）

2 第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。）の規定は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十八年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

現行

附則

（地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効）

2 第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。）の規定は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち平成二十三年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。